

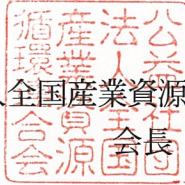


全産連発第 136 号
令和 2 年 11 月 12 日

各正会員
会長・理事長 様
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一

安全衛生委員会
委員長 篠原 隆博



労働災害情報の提供について（第 11 報 累計 13 件目）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年 8 月 27 日付け全産連発第 249 号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

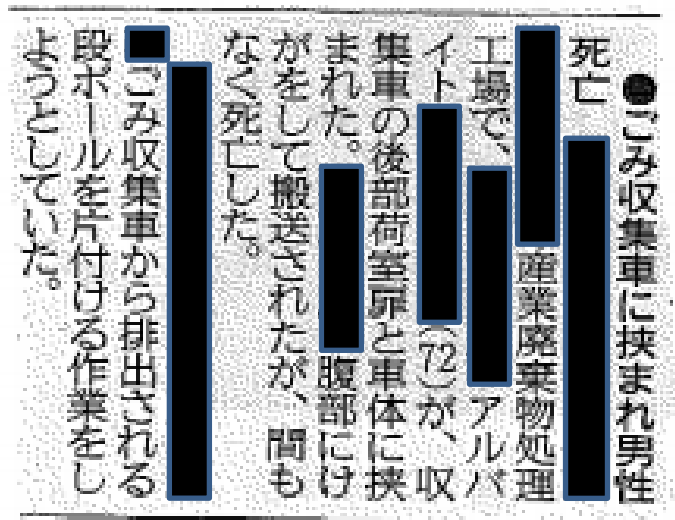
今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計 13 件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

【新聞記事】



※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機（収集車）
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 荷室扉を上げ、その下に入って作業を行う場合は、安全支柱等を使用すること
- 作業員に対し、点検作業に関する教育を行うこと
- 作業指揮者を指名し、以下の職務を行わせること
 - ① 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること
 - ② 扉が不意に降下することによる危険を防止するために、使用する安全支柱等の使用状況を監視すること

【類似事故】

被災者は、ウイングルーフトラックのシリンダー付近からの油漏れ点検作業を行っていたところ、降下してきたウイングに挟まれた



発生状況

整備工場にて、ウイングルーフトラックの油漏れ箇所の特定を指示された被災者は、予め上げられていた左ウイングと荷台パネルの間から身乗り出し、同僚に荷台後方にあるウイングを上下させる押しボタンの操作を依頼した。

被災者は、同僚にウイングの全開（上げの操作）から四分の一程度まで下げの操作を4～5回行わせ、ウイングが全開する度に止めさせ、ウイング上下用シリンダーに通じている油圧ホースの接続部に油落とし用スプレーを1～2秒噴射した後、同僚を持ち場に返した。尚、この時、ウイングは全開した状態であった。

数分後、整備工場の工場長が当該ウイングルーフトラックの前方へ行くと、ウイングが閉じて（下がって）おり、被災者がウイングと荷台前部のパネルの間に挟まれ、手足がだらんと下がり、呼びかけにも反応がなかった。また、油圧用の油が車両の側面に勢いよく噴出していた。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 直接原因としては、ウイングを上げ、ウイングの下に入って修理作業を行うにあたり、安全支柱等を使用しなかったこと。
- 2 間接原因としては、以下の3点が挙げられる。（1）ウイングの油圧シリンダー用ホース接続金具が、油圧ポンプからのホースにウイング収納時（ウイングを閉じた状態）に常時接触しており、走行時の振動により接続金具がホースを損傷し、油圧用油が漏れ、シリンダーの油圧力が一気に抜けたと認められること。（2）ウイングの油圧シリンダー用ホース金具を取り外す、若しくは緩める作業を行ったと推定されること。（3）故障時は、「ウイングの油漏れ作業の特定のみを行う」という作業内容が徹底されていなかったこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）